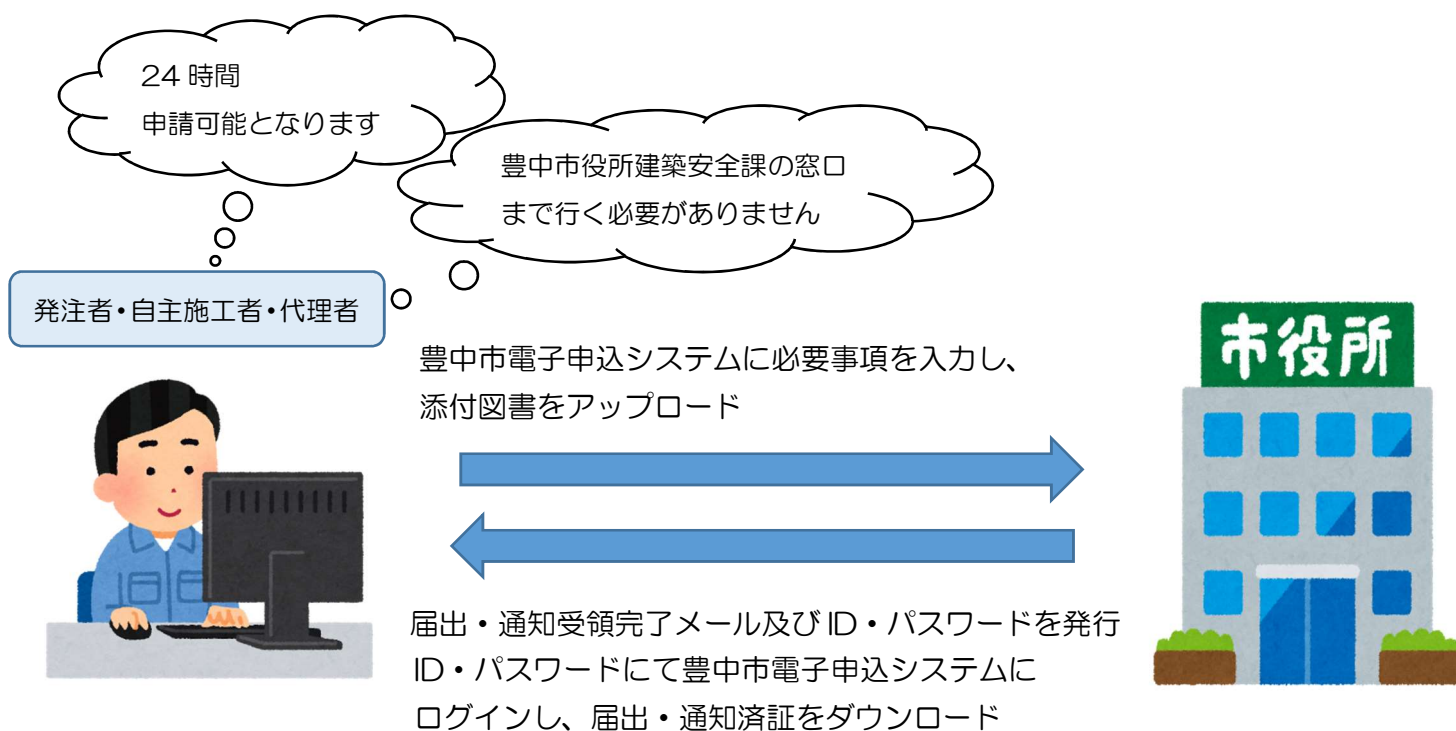


建設リサイクル法に基づく届出・通知が 電子申込システムで提出可能になりました！



※窓口及び郵送での申請は継続して対応しております。

※申請は 24 時間可能ですが、閉庁日又は開庁時間外に電子申請を行う場合は、届出書は次の開庁日が工事着手日の 7 日前までに、通知書は工事着手までに電子申請での手続きを行ってください。

※豊中市電子申し込みシステムのメンテナンス等により一時的に申請ができない場合があります。メンテナンス等により申請ができない場合は、申請画面のアナウンスに従い、時間を空けて申請をしてください。

詳細は裏面をご確認ください。

お問い合わせ先

豊中市 都市計画推進部

建築安全課

TEL：06-6858-2429

■申請期限

工事着手日の 7 日前まで

※申請は 24 時間可能ですが、閉庁日又は開庁時間外に電子申請を行う場合は、次の開庁日が工事着手日の 7 日前までになるよう、電子申請での手続きを行ってください。

■申請に必要な書類

届出書の表紙の内容は電子申請システムに直接入力していただくため、以下の書類をご準備ください。

- 計画表（別表 1～3 で対応するもののみ）
- 位置図
- 図面又は写真
- 工程表
- 委任状 ※1

※届出に係る様式等は豊中市ホームページからダウンロードできます。

※申請内容に不備、錯誤がある場合は受付することができません。

※1 本人以外の申請の場合のみ、添付してください。

■申請期限

工事着手日の前まで

※申請は 24 時間可能ですが、閉庁日又は開庁時間外に電子申請を行う場合は、次の開庁日が工事着手日までになるよう、電子申請での手続きを行ってください。

■申請に必要な書類

- 通知書の表紙
- 計画表（別表 1～3 または、建設副産物情報交換システム（COBRIS））
- 位置図
- 図面又は写真
- 工程表
- 委任状 ※1

※通知書の様式は大阪府ホームページからダウンロードできます。

※申請内容に不備、錯誤がある場合は受付することができません。

※1 本人以外の申請の場合のみ、添付してください。

申請の流れ

1、申請ページから必要事項を入力し、添付書類の電子データのアップロードを行い、申請をしてください。

「豊中市ホームページ」→「まちづくり・環境」→「建築・開発」→「建設リサイクル法について」

2、申請が完了しましたら、登録時に設定されたメールアドレスへ ID 及びパスワードが送付されます。

※この ID 及びパスワードは職員による受付処理後の届出済証（通知済証）の発行時に必要になりますので大切に保存してください。

3、市の担当職員による受付作業後、登録時に設定されたメールアドレスへ届出書（通知書）の受理完了メールが送付されます。受理完了メールを受信しましたら、メールにある URL から豊中市電子申込システムを開き、申請完了時に送付された ID・パスワードを使い、ログインしてください。ログイン後、届出済証及び届出書 PDF データ（通知は通知済証のみ）をダウンロードし、保存してください。届出済証を印刷し、工事施工者様にお渡しいただき、工事現場に掲示する建設業の許可票もしくは、解体工事業登録票の余白スペースに張り付けてください。届出書 PDF データについては、大切に保管していただきますようお願いします。